

# 西部緑地公園再整備 PPP/PFI 導入可能性調査 公募型プロポーザル 実施要領

## 1. 趣旨

---

西部緑地公園は、昭和 40 年代に産業展示館及び県立野球場を備えた公園として整備され、その後、県民や業界のニーズを踏まえ、随時、陸上競技場の整備や産業展示館の増設など、拠点機能の充実強化を図ってきた。

一方、段階的に整備を進めてきた結果、施設や駐車場の配置、園内動線が分かりにくいといった課題があるほか、産業展示館及び県立野球場については築後 45 年以上が経過し、老朽化が進行している。

こうしたことを踏まえ、約半世紀という西部緑地公園の歴史の節目に、県内外からのアクセスに恵まれた現在地において、県立野球場及び産業展示館を改築するとともに、緑地や園内施設を再整備することとしている。

本業務は、整備指針となる「西部緑地公園再整備構想骨子案」「新県立野球場整備構想骨子案」「新産業展示館整備構想骨子案」等を踏まえ、PPP/PFI 手法の適用に向けて、事業手法や事業範囲等の整理を行うとともに、民間事業者の意向確認や VFM（財政負担軽減効果）の算定を行い、適切な事業スキームを決定するものである。

## 2. 委託業務の概要

---

(1) 件名

西部緑地公園再整備 PPP/PFI 導入可能性調査

(2) 業務内容

「西部緑地公園再整備 PPP/PFI 導入可能性調査 仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 29 日(金)

(4) 予算上限額

24,000,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）

## 3. スケジュール

---

(1) 公示	令和 5 年 5 月 1 日 (月)
(2) 「質問票」の提出期限	5 月 15 日 (月)
(3) 「参加申込書」等の提出期限	5 月 15 日 (月)
(4) 「企画提案書」等の提出期限	5 月 29 日 (月)
(5) 選定結果の通知・公表	6 月 上旬
(6) 契約の締結	6 月 上旬

※上記スケジュールは目安です

## 4. 参加資格

---

### (1) 単独企業による参加

参加者は、以下の条件を全て満たしていること

- ① 公共施設整備における官民連携手法の導入検討実績（PFI 導入可能性調査等）又はこれに相当する知見・業務実績を有すること
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること（ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす）
- ④ 石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等（平成 8 年石川県告示第 354 号）に基づき、「7. 「企画提案書」等の提出」の提出期限までに入札参加資格の確認を受けた者であること
- ⑤ 「6. 「参加申込書」等の提出」の提出期限の翌日から「7. 「企画提案書」等の提出」の提出期限までの期間に石川県の指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑥ 次のアからオまでの、いずれにも該当しない者であること
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 23 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 石川県の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、未納がない者であること

### (2) 共同企業体による参加

以下の条件をすべて満たしていること

- ① 代表者及び各構成員は、上記（1）の①から⑦の全ての条件を満たすこと
- ② 各構成員は、本プロポーザルに関して他の企業共同体の構成員となっていないこと

## 5. 「質問票」の提出、回答方法

---

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和5年5月15日（月）午後5時必着

(2) 提出書類・方法

- ・【様式1】質問票」を電子メールにより提出し、送付後に必ず電話で受信確認を行うこと
- ・件名は、「西部緑地公園再整備 PPP/PFI 導入可能性調査に関する質問」とすること

(3) 提出先

石川県企画振興部企画課 宛

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

TEL: (076)225-1313 / Mail: seiburyokuchi@pref.ishikawa.lg.jp

(4) 質問の回答

- ・回答は、電子メールにより質問者に通知する
- ・実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、質問者名を公表しないかたちで、公募型プロポーザル参加申込提出者に周知する

(5) 留意事項

電話での質問や企画提案書の審査に係る質問は受け付けない

## 6. 「参加申込書」等の提出

---

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年5月15日（月）午後5時必着

(2) 提出書類

- ① 【様式2】公募型プロポーザル参加申込書
- ② 【様式3】類似業務受注実績の証明

電子メールにより提出し、送付後に必ず電話で受信確認を行うこと。

※類似業務受注実績とは、過去5年間（平成30年4月1日から令和5年3月31日までの期間）における公共施設整備における官民連携手法（PPP/PFI等）の導入検討実績（PFI導入可能性調査等）又はこれに相当する知見・業務実績

※JVで申請する場合は、構成員全ての分を提出すること

- ・件名は、「西部緑地公園再整備 PPP/PFI 導入可能性調査公募型プロポーザル参加申込」とすること。

(3) 提出先

石川県企画振興部企画課 宛

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

TEL: (076)225-1313 / Mail: seiburyokuchi@pref.ishikawa.lg.jp

## 7. 「企画提案書」等の提出

### (1) 提出期限

令和5年5月29日（月）午後5時必着

### (2) 提出書類及び部数

※JVで申請する場合は、「3」から「8」までの資料について、構成員全ての分を提出すること

	提出書類	提出部数	様式の有無	備考
1	企画提案応募申請書	1	有 (様式4)	
2	企画提案書 ・ 正本1部 ・ 副本14部	15	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 枚数制限あり(10ページ以内)</li> <li>・ 「A4縦」又は「A3横」、横書き、左綴じとし、表紙に「西部緑地公園再整備PPP/PFI導入可能性調査提案書」と記載すること</li> <li>・ 正本は、余白に会社名を表示し、副本には、企画提案書内に会社名は表示しないこと</li> </ul>
3	類似業務受注実績の証明	1	有 (様式3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類似業務受注実績 (平成30年度～令和4年度) (「4.参加資格(1)①」関連) &lt;類似業務とは&gt; 公共施設整備における官民連携手法(PPP/PFI等)の導入検討実績(PFI導入可能性調査等)又はこれに相当する知見・業務実績</li> <li>・ 実績を確認できる書類(契約書の写しなど)を添付すること。</li> </ul>
4	法人の概要	1	無	会社組織・営業体制、従業員数、有資格者数など法人概要が分かるもの(パンフレット等でも可)

5	法人登記簿謄本	1	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴事項全部証明書</li> <li>・提出日において、発行から3ヵ月以内のものを提出すること。</li> </ul>
6	定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの	1	—	写しを添付すること。
7	石川県が発行する納税証明書	1	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石川県税の納税義務を有する者のみ提出すること。</li> <li>・写しでも可</li> </ul>
8	貸借対照表、損益計算書	1	無	それぞれ直近3年分
9	見積書	1	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛先は「石川県知事 馳 浩」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の作業時間、単価が判断できるもの）</li> <li>・見積金額が2(4)を上回っている場合は、審査の対象としない。</li> </ul>

### (3) 企画提案書の内容

- ・「西部緑地公園再整備 PPP/PFI 導入可能性調査 仕様書」「4. 業務内容」の具体的な考え方や進め方などの提案
- ・企画提案書には、上記の内容のほか、次に示す事項も盛り込むこと。
  - －業務実施体制（担当者の役割（管理者・主担当者・補助等））
  - －主担当者の類似業務実績（業務内容等を具体的に）

### (4) 提出方法

上記5(3)の宛先に、提出書類一式を提出（郵送）すること。なお、持参する場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

### (5) 留意事項

- ・提出できる企画提案書は1法人・1案とする。
- ・一度提出した企画提案書等を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

## 8. 審査方法

- (1) 審査にあたり、「4. 参加資格」を満たすと認められた者について、提出された企画提案書等の内容をもとに書面審査し、最も評価の高い提案者を契約の相手方として選定する。
- (2) 必要に応じて、追加の書類提出や聞き取り等による内容確認を行う場合がある。

(3) 審査及びその内容は非公開とする。

< 審査項目 >

- ①業務実績： 類似業務の実績・経験は十分か
- ②業務体制： 業務を円滑に実施できる人材・体制は十分か
- ③理解度： 業務の内容、背景、目的をよく理解しているか
- ④実施計画： 論理的に妥当な方法で、効果的な事業手法を検討できるか  
幅広い民間事業者へのマーケットサウンディングが期待できるか  
実現性が高い提案になっているか  
業務スケジュールは妥当か
- ⑤費用： 企画内容に見合った費用になっているか

(4) 応募者が1者のみの場合においても審査を行い、契約相手として相応しいかどうか判断する。

## 9. 選定結果の通知

---

選定結果については、採否に関わらず、企画提案書を提出した者全てに対して文書で通知する。審査結果について、異議の申し立ては認めないものとする。

## 10. 契約の締結

---

- (1) 石川県は、最も評価の高い提案者（以下「候補者」という。）と別途協議を行い、協議が整った場合は、候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約により契約を締結する。
- (2) 業務委託仕様書については、候補者の決定後、石川県と候補者との間の協議により確定するものとし、内容が一部変更となる場合がある。
- (3) 契約時期は、令和5年6月上旬以降を予定している。

## 11. その他

---

- (1) 企画提案書等の作成・提出に要した経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 本企画提案の参加により、石川県から知り得た情報は、他社に漏らしてはならない。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類は、本委託以外の目的で公開・使用しないものとし、審査作業等に必要範囲において複製することがある
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、石川県の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中に、石川県から委託業務の中間報告を求められた時は、速やかに報告すること。
- (8) 採択された企画提案書の著作権は、石川県に帰属する。
- (9) 選定結果として、企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。

- (10) 県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (11) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。